釣り人、遊漁船業者、 プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年 4月から

くろまぐろ釣りに





くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的とした遊漁については、<mark>令和8年4月から広域漁業調整</mark> 委員会指示に基づき届出制が開始されます。 定められた期間内にシステム(インターネット/LINE)から申請を行ってください。

遊漁者

届出対象:くろまぐろ(大型魚)釣りをしようとする全ての遊漁者

受付期間:令和8年1月1日から最初にくろまぐろ(大型魚)を

採捕しようとする日の1営業日前まで

遊漁船業者

届出対象:くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として

遊漁者を漁場に案内しようとする全ての遊漁船業者

受付期間:令和8 年1 月1 日から令和8年3月20日まで

プレジャー ボート等 運航者

届出対象:くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として

(1)遊漁者を漁場に案内しようとする

(2)自ら漁場に赴こうとする

全てのプレジャーボート等の船舶運航者

受付期間:令和8年1月1日から令和8年3月20日まで

なお、**届出をせずにくろまぐろを採捕したこと等が確認された場合は、農林水産大臣から広域** 漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令(裏付命令)が発出されます。

当該命令に従わない場合は、 漁業法第191条に基づき、罰則(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)が適用されます。



クロマグロ 游漁



【お問合せ先】水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室 TEL: 03-3502-8111 (内線6705)



届出制の詳細は こちら